

**エコハウス推進協議会設立総会（10：00～10：30）**

- 次第 1 主催者挨拶
- 2 設立趣旨の説明
- 3 規約（案）の説明
- 4 平成 21 年度事業計画（案）の説明
- 5 質疑応答
- 6 承認手続き
- 7 副会長、運営委員の指名

**第 1 回勉強会（10：40～17：00、途中休憩含む）**

時間	プログラム	講師	テキスト 参照ページ
10:40～10:43	主催者挨拶		
10:43～12:20	1. 自立循環型住宅の定義	独立行政法人建築研究所 環境研究グループ 上席研究員 桑沢 保夫 氏	P. 6～
	2. 自立循環型住宅の設計プロセス		P. 16～
	3-1. 自然風の利用		P. 34～
	3-2. 昼光利用		P. 54～
	5-2. 換気設備計画		P. 164～
	5-6. 水と生ゴミの処理と効率的利用		P. 214～
12:20～13:20	昼食（60分間）		
13:20～14:25	3-4. 日射熱利用	株式会社アルセッド建築研究所 取締役副所長 大倉 靖彦 氏	P. 72～
	4-1. 断熱外皮計画		P. 92～
	4-2. 日射遮蔽手法		P. 132～
14:25～14:35	休憩（10分間）		
14:35～16:10	3-5. 太陽熱給湯	東京大学大学院 工学研究科 准教授 前 真之 氏	P. 84～
	5-3. 給湯設備計画		P. 176～
	5-1. 暖冷房設備計画		P. 152～
	5-4. 照明設備計画		P. 184～
	5-5. 高効率家電機器の導入		P. 206～
	3-3. 太陽光発電		P. 68～
16:10～16:15	休憩（5分間）		
16:15～16:45	6. ケーススタディー ・省エネルギー効果及びコストの推計	（前出）大倉 靖彦 氏	P. 230～
16:45～17:00	質疑応答		
17:00	終了		

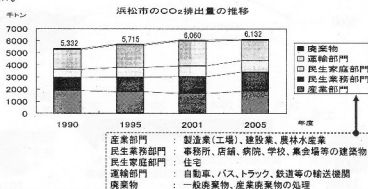
\* プログラムは当日の状況により前後する場合がございます

## 浜松市エコハウス推進協議会 設立の背景と目的について

浜松市地球温暖化対策地域推進計画(2008)より

### CO<sub>2</sub>排出量について 浜松の現状は？

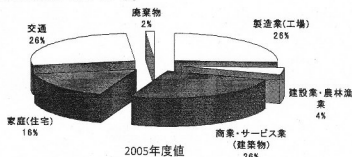
- 2005年度の浜松市内の年間CO<sub>2</sub>排出量は613万トン。これは日本全体の約200分の1、世界全体の約4000分の1に相当。
- 浜松市内の年間CO<sub>2</sub>排出量は1990年度からの15年間で15%増加。



## 浜松ではCO<sub>2</sub>がどこから出ている のでしょうか？

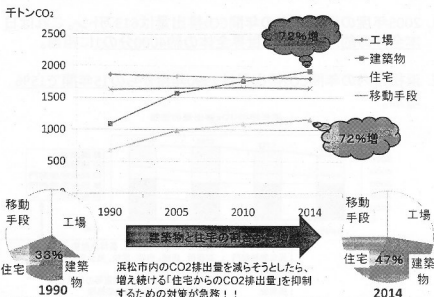
製造業(工場)、商業・サービス業(建築物)、家庭(住宅)、交通  
などから満遍なく出ている。

エネルギー多消費型産業(鉄鋼、化学、製紙、窯業土石等)が少ないため、  
製造業(工場)の割合が他都市に比べて少ない。その分、他の部門の割合が  
相対的に多くなっている。



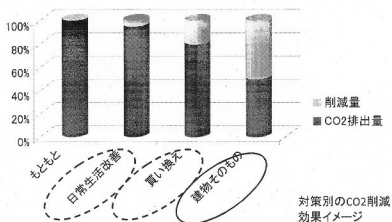
3

## 浜松市内のCO<sub>2</sub>排出量の現状と将来予測 現状のまま放っておくとどうなるか？



住宅からのCO2排出量(=エネルギー消費量)を減らすためには・・・

1. 日々の暮らしの中で省エネ行動を心がけること
2. 家電・照明などの機器を省エネ型に買い替えること
3. 家そのものの省エネルギー性能を高めること



## 環境省「21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」

### 事業趣旨

- 家庭からのCO2排出量を中長期的に削減していくためには、ライフサイクルにわたって環境負荷が少なく、かつ快適な暮らしを実現する環境共生型住宅(エコハウス)を全国に普及させていく必要がある。
- 住宅の需要側(国民)、住宅の供給側(建築設計事務所・工務店等)の双方において、エコハウスに対する知識、地域の環境を生かす設計・技術等が浸透しているとは言えない。

【そこで、モデル自治体を選定し、その自治体において】

○モデルハウスを整備し、これを活用した普及活動につなげる。

○エコハウス推進協議会を組織し、メンバーがエコハウスに対する知識や技術を高め、共有することによって、地域におけるエコハウスの普及体制を強化する。

- ・ 環境省が平成20年度第2次補正予算に計上(緊急経済対策の一環)
- ・ 2009年3月、環境省が全国20地域を募集し、浜松市も応募
- ・ 5月、58地域の応募があった中から、浜松市などが選ばれた

## 浜松市エコハウス推進協議会規約（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、浜松市エコハウス推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、「（環境省）21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」により整備されるモデルハウスを活用し、地方公共団体、建築設計事務所、工務店、住民等が連携して、浜松市地域におけるエコハウスの普及を図ることにより、快適・健康・安心な暮らし及び地球温暖化を防止する持続可能な地域づくりの実現を目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地域におけるエコハウスの普及方策に関する検討
- 二 エコハウスの設計・施工、普及活動等に係る情報の共有
- 三 その他前条の目的を達成するために必要なこと

### 第2章 会員

（会員及び入会）

第4条 協議会の会員は、第2条の目的及び前条に掲げる活動に賛同・協力する建築設計事務所及びその団体、工務店及びその団体、住民、有識者、関連団体、地球温暖化防止活動推進センター及び浜松市とする。

2 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（退会等）

第5条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 会員が協議会の目的に反する活動をし、協議会の名誉を著しく損なったときは、会長はこれを退会させることができる。

### 第3章 組織

（会長等）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長は、浜松市環境部長とする。
- 3 副会長は、会長が指名する。

（会長等の職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、事務局を浜松市環境部環境企画課に置く。

#### 第 4 章 会議

(総会)

第 9 条 会長は、毎年総会を開催する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、規約の改廃その他協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第 10 条 協議会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、6 名以上 10 名以下の運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員は、会長が指名し、その任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事項を決定する。
  - 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - 二 総会に付議すべき事項
  - 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 5 運営委員会の議長は、会長が指名する者が務める。
- 6 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 5 章 事業年度等

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事業計画及び事業報告)

第 12 条 協議会の事業計画は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。

- 2 協議会の事業報告は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。

#### 第 6 章 雑則

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 21 年 7 月 7 日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の事業年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

## 浜松市エコハウス推進協議会規約（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、浜松市エコハウス推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、「（環境省）21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」により整備されるモデルハウスを活用し、地方公共団体、建築設計事務所、工務店、住民等が連携して、浜松市地域におけるエコハウスの普及を図ることにより、快適・健康・安心な暮らし及び地球温暖化を防止する持続可能な地域づくりの実現を目的とする。

浜松市では、地球温暖化対策上、増え続ける家庭部門（住宅）から排出されるCO<sub>2</sub>を抑制していくことが重要課題となっています。対策として、住まい手の日々の努力やエネルギー消費機器の買い替えを促す施策を進めるとともに、住宅の新築の際に居住後のエネルギー使用量（＝CO<sub>2</sub>排出量）の少ない構造の家づくり、住まい手の省エネの努力が活きる家づくり（以下「エコハウス」という。）を普及させることが重要です。

そこで、市内又は近郊の住宅設計建築業者や、住宅設備機器・建材・造園などの住宅に関連する事業者並びにこれらの団体等が、次の第3条に示す分野において相互に連携して取り組むことにより、市内の業界全体のレベルアップ、ひいては市民の理解の増進、そしてエコハウスの普及につなげることをめざすものです。

（活動内容）

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地域におけるエコハウスの普及方策に関する検討
- 二 エコハウスの設計・施工、普及活動等に係る情報の共有
- 三 その他前条の目的を達成するために必要なこと

協議会設立後しばらくは、メンバーのエコハウスに対する理解を深めることを目的として、勉強会や見学会等の開催を中心に考えています。また、例えばエコハウスの普及に役立つ情報をデータベース化して共有する等、発展性のあるようなことも、必要に応じて検討していきます。

また、協議会におけるエコハウスの普及活動の拠点としてモデルハウスを整備し、市民向けの見学会や体験学習会等を開催していきます。その他、エコハウスの普及に向けた民間の取り組みや市の施策のあり方等についても検討していきます。

### 第2章 会員

（会員及び入会）

第4条 協議会の会員は、第2条の目的及び前条に掲げる活動に賛同・協力する建築設計事務所及びその団体、工務店及びその団体、住民、有識者、関連団体、地球温暖化防止活動推進センター及び浜松市とする。

2 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

第2条の目的に賛同し、第3条の活動に協力しようとする者は、公序良俗に反する等一部の例外を除き、原則として誰でも本協議会の会員になれることとします。

(退会等)

第5条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 会員が協議会の目的に反する活動をし、協議会の名誉を著しく損なったときは、会長はこれを退会させることができる。

### 第3章 組織

(会長等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

2 会長は、浜松市環境部長とする。

3 副会長は、会長が指名する。

CO2削減という公共性の高い目的の事業であることや、環境省からの補助事業として開始する事業であることから、当面は市の環境部を中心に進めさせていただきます。

(会長等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を浜松市環境部環境企画課に置く。

第6条と同様の趣旨から、当面は事務局を浜松市環境部内に置かせていただきます。

### 第4章 会議

(総会)

第9条 会長は、毎年総会を開催する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、規約の改廃その他協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第10条 協議会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、6名以上10名以下の運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、会長が指名し、その任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠

- の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事項を決定する。
    - 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - 二 総会に付議すべき事項
    - 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
  - 5 運営委員会の議長は、会長が指名する者が務める。
  - 6 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 7 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 事業年度等

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び事業報告)

第12条 協議会の事業計画は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。

2 協議会の事業報告は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。

設立当初の事業年度は、本設立総会をもって、総会の開催に代えさせていただきます。

## 第6章 雑則

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、平成21年7月7日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。

## 事業者単位登録者

建築設計事務所	APROJECT建築デザイン事務所
	kameplan architects一級建築士事務所
	M&Aナカノ
	有限会社アーキムーン
	一級建築士事務所今井田建築設計室
	内山建築
	遠藤建築事務所
	エムエスデザイン設計一級建築士事務所
	有限会社オフィスショウ建築設計
	有限会社大石設計室
	有限会社倉田誠建築設計室
	有限会社クウェスト
	グラウンド・ワークス株式会社
	啓作舎一級建築士事務所
	株式会社公共設計
	株式会社賛同人建築研究所
	株式会社白柳一級建築設計事務所
	鈴勝建設株式会社
	有限会社スズマサ
	株式会社誠風庵・大山一誠アトリエ
	一級建築士事務所高橋貴人・建築設計所
	株式会社つくし工房
	有限会社ナップ建築設計室
	永田建築設計室
	株式会社ネクサス・プランニング
	足田雄・一級建築設計事務所
	株式会社ヒラテ技研
	有限会社ヒロ設計室
	一級建築士事務所響建築工房
	堀内建築工房
	水田建築設計室
山田一級建築設計積算事務所	
結設計舎	
有限会社連設計一級建築士事務所	
和楽舎設計工房	
その他2事務所	
37	

入会申込書において「掲載を希望しない」とご回答いただいた事業者名は名前を控えさせていただきます(事業者数には数えています)。

工務店	hc鈴木工務店
	株式会社アイケン
	愛力技建
	渥美建築
	株式会社アイジーコンサルティング
	有限会社入野渥美建築
	株式会社エム・ツー
	有限会社エコーアート
	鎌倉建設株式会社
	株式会社かなめ創建
	有限会社ケイスインテリア
	須山建設株式会社
	株式会社杉浦組
	株式会社杉浦建築店
	スミコーホームズ株式会社
	株式会社ツチヤ・フソウホーム
	株式会社ナカノハウジング
	株式会社永田建築
	株式会社西道建築
	株式会社野沢建築
株式会社花みずき工房	
有限会社浜名湖住設	
株式会社ビーエフシステムジャパン	
足田建築店	
有限会社ムトウ建築	
25	
エネルギー機器開発販売	EOM株式会社
	OMソーラー株式会社
	株式会社エコテイスト
	エネジン株式会社
	株式会社システック
	スカイライトチューブ静岡
	中部ガス株式会社浜松支店
	伝兵衛堂伝兵衛商店株式会社
	株式会社電器堂
	東海防災株式会社
株式会社北伸	
矢崎総業株式会社	
12	
その他	滝川木材株式会社
	カンセイトーヨー住器株式会社
	ウッドワイステクノロジー株式会社
	天龍造園建設株式会社
	株式会社フジヤマ
	静岡県地球温暖化防止活動推進センター(NPO法人アースライフネットワーク)
浜松市	
7	

事業者単位 合計  
81

団体・グループ単位登録者

社団法人静岡県建築士事務所協会西部支部
浜松建築業組合
浜松地域材利用促進協議会
天竜森林組合
天竜木材産地協同組合
静岡県家づくり浜松協同組合
6

個人単位登録者

静岡大学工学部准教授 松尾廣伸
静岡文化芸術大学デザイン学部教授 宮川潤次
山下昌春
4

浜松版エコハウスモデル整備事業 平成 21 年度事業計画

日程	協議会	モデルハウス
3月10日～31日 5月11日	環境省による公募 事業採択	
6月17日～29日 7月7日	協議会メンバー募集 協議会設立総会・第1回勉強会の開催	
7月中旬 7月中旬～8月中旬 7月中 7月28日 8月4日 8月下旬	市内企業の関連技術・製品・材料等に関する情報収集 第2回勉強会の開催 第3回勉強会の開催	設計者選定プロポーザル要項の発表（公告） プロポーザル参加申請及び企画提案等提出期間 設計者選定審査会の開催→設計者の決定
9月初旬 9月～10月 9月中	第4回勉強会の開催	設計者契約締結 実施設計案の作成 協議会メンバーからの意見収集 実施設計とりまとめ
10月下旬 11月 12月 3月	見学会の開催 見学会の開催	施工者選定入札→施工者の決定 施工者契約締結→着工 上棟式 竣工式